

津島やすらぎの里
指定管理者候補者募集要項

宇和島市産業経済部商工観光課

津島やすらぎの里指定管理者候補者募集要項目次

1	指定管理者候補者の募集趣旨	1
2	施設の概要等	1
3	候補者の選定及び期間	3
4	業務の範囲	3
5	管理経費及び納付金に関する事項	4
6	応募資格	5
7	応募に関する事項	6
8	候補者の選定	9
9	協定等の締結	11
10	その他	12
11	添付資料	12
12	申請様式	13
13	問い合わせ先	13

1 指定管理者候補者の募集趣旨

津島やすらぎの里（以下、「本施設」という。）は、熱田温泉を核にした地域住民の健康増進及び交流拠点として平成14年に供用開始し、平成26年4月に道の駅に登録されている施設である。

交流拠点として機能していたが、老朽化等による施設の不具合や新型コロナウイルスの影響により、令和2年11月から温浴施設（温泉、プール、レストラン）を長期休止とし、同時に、再整備の検討を開始し、「あつまれ やすらぎの津島」を整備コンセプトとする「道の駅津島やすらぎの里再整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定。この内容に基づき、基本設計や関係機関との調整等、再整備に向けて取り組んでいるところである。

本施設の管理運営については、民間事業者等が有する専門的知識やノウハウ、経営能力などを活用して、効果的かつ効率的な施設運営を実現するため指定管理者制度を導入し、柔軟かつ魅力的なサービス提供を図りたいと考えている。

指定管理者制度の導入にあたり、これまでどおり施設整備後に指定管理者を選定した場合には民間事業者のノウハウを最大限発揮することができない課題があることから、早期に指定管理者候補者（以下、「候補者」という。）を選定し、候補者の意見を反映させながら、設計や建設、開業に係る諸準備を行うこととする。

本募集により選定された候補者には施設内容やデザイン等の検討に参画していただき、自身の持つ運営ノウハウや住民サービスに資する事業提案をいただきたい。また、住民や地域団体等と積極的な連携を図りながら具体的な経営戦略の策定や開業準備等を、本市と一体になって取り組むこととする。

市は候補者及び市民と連携を図りながら、より愛される施設の運営に取り組むこととする。

2 施設の概要等

(1) 施設の名称

津島やすらぎの里

(2) 所在地

愛媛県宇和島市津島町高田甲830番地1

(3) 設置目的

ゆとりとやすらぎを提供する交流拠点施設として、熱田温泉を活用した温浴施設や地域産品を取り扱う特産品販売所などの展開により整備コンセプトを実現する施設とし、市民の健康増進及び福祉の向上並びに地域の活性化を図ることを目的とする。

(4) 施設概要

- ① 敷地面積：29,235.76 m²
- ② 設置施設及び規模

施設名称	規模 (m ²)		備考
	屋内	屋外	
温浴施設	1,500		浴室 (屋内・屋外) 1,000 m ² 、更衣室 300 m ² 、家族風呂 100 m ² 、休憩室 100 m ²
レストラン	150		
特産品販売所	600		情報スペース、倉庫含む
イベント広場	500	1,500	一部屋根付き
芝生広場		1,000	
トイレ	150		24時間利用可能
管理諸室	120		
防災機能	10	50	
駐車場		14,600	24時間利用可能、約400台分
外構・緑地等		9,390	

※ 上記の施設規模は、基本計画において方針を定めたものであり、候補者の意見を参考にし、設計において詳細を定めることとする。

(5) 開館時間等

駐車場・トイレは年中無休で24時間利用可能とする。

その他の施設の営業時間や休館日については、市と候補者が協議のうえ定めるものとする。

(6) 本事業全体のスケジュール及び開業予定時期 (予定)

- ア 再整備基本計画 (令和3年9月策定)
- イ 候補者の選定 (令和3年度) ※本募集
- ウ 基本設計、解体設計 (令和3年度～令和4年度予定)
- エ 実施設計 (令和4年度～令和5年度予定)
- オ 既存施設解体工事 (令和5年度予定)
- カ 建設工事 (令和5年度～令和7年度予定)
- キ 候補者の指定 (令和6年度予定)
- ク 開業及び管理運営開始 (令和7年度予定)

※ 工事の進捗状況等により、開業時期が変更となる場合がある。

3 候補者の選定及び期間

(1) 候補者の選定

選定の基準に照らして審査を行い、最も適当と認められた申請者を、候補者に選定する。

その後、指定管理業務を円滑に実施するため、市は候補者と基本的事項を定める協定に関する協議を行い、宇和島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第1号。以下「手続条例」という。）に基づく手続き及び宇和島市市議会（以下「市議会」という。）の議決を経て指定管理者に指定する。

手続条例に基づく指定管理者選定委員会において指定管理者として不適格とされた場合、市議会での議決が得られない場合、または議決を得るまでの間に指定管理者として指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者として指定しない。

上記の場合、候補者が応募に関して負担した費用及び開業準備のために負担した費用について、市は一切補償しない。

(2) 候補者期間

候補者に関する覚書締結（令和3年度予定）の日から指定管理開始の日の前日まで

(3) 指定管理期間

指定管理開始日から、開始日が属する年度を含み10年となる年度末日まで

※ 令和7年度中に開業予定としているが、工事進捗等により変更となる場合がある。その場合、変更となる時期については事前に協議するが、市はそれに伴う補償は一切しないものとする。

4 業務の範囲

本募集による選定後、市議会の議決を経て指定管理者として指定されるまでの期間は、候補者として市が進める設計業務等に積極的に参画し、市民や各団体等との積極的な連携を図りながら本施設の管理運営に係る下記事項の検討や各種調整・準備を行うものとする。

また、指定管理者に指定後は、施設の管理運営等に関する業務を行うものとする。

(1) 候補者が行う業務

候補者が行う業務は次のア～ケとする。詳細については、資料1「津島やすらぎの里指定管理者候補者業務仕様書」に定めるほか、候補者選定後に市と協議のうえ、決定するものとする。

ア 施設計画の協議への参加

イ 温浴施設についての検討・準備

- ウ 特産品販売所についての検討・準備
- エ レストラン等飲食施設についての検討・準備
- オ その他の施設の管理運営に関する検討・準備
- カ 周知・広報に関する検討・準備
- キ 管理運営計画及び事業計画（収支計画含む）に関する検討・準備
- ク 市内事業者等との連携
- ケ その他指定管理業務の実施に向けて必要となる検討・準備

(2) 指定管理者が行う業務

開業後に指定管理者が行う業務は、本施設の運営に関する業務や施設及び設備等の維持管理に関する業務等がある。詳細については、資料2「津島やすらぎの里指定管理者業務仕様書」に定めるほか、候補者選定後に市と協議のうえ、決定するものとする。

(3) 災害時等における機能について

災害時等においては、宇和島市役所津島支所の代替施設として機能させるよう位置付けているほか、道路利用者や被災者等の避難、災害支援対応などに使用する場合があるので、その際には準備及び運営に協力すること。

5 管理経費及び納付金に関する事項

(1) 基本事項

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用する。

施設の利用料金は、すべて指定管理者の収入とし、指定管理者が実施する各種自主事業等の収入も指定管理者の収入とする。

(2) 管理経費

施設の管理運営に必要な経費は、上記(1)の指定管理者の収入をもって充てることとし、市は指定管理者に対して指定管理料（管理運営に関する委託料）は支出しない。

(3) 納付金

本施設を利用して収益事業を実施することの対価として、市へ納付金を納付することとする。収支計画及び修繕等における考え方の内容を踏まえて、収益があった場合の納付金の考え方について、様式2「事業計画書」や様式2-3「収支予算書」により応募の際に提案すること。

会計年度ごとの納付金額の決定及び納付方法等については、この提案を基に市と

候補者で協議の上、基本協定や年度協定で定めるものとする。

なお、施設開業までの期間については、納付金の納付は不要とする。

(4) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、新たに口座を開設して管理すること。

また、指定管理業務に係る経理は、その他の業務に係る経理と区分して管理するものとする。

6 応募資格

指定管理者の指定の申請ができる団体は、次のとおりとする。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 日本国内に登記簿上の本店、支店、営業所等の事業所を有する法人であること。
法人以外の団体においては市内に活動拠点を有するものであること。
- (3) 団体及び代表者が、次の項目のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員のうちに、次のいずれかに該当する者が含まれている団体
 - (ア) 制限行為能力者
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (エ) 暴力団の構成員等
 - イ 国税及び地方税を滞納している者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、宇和島市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 自治法第244条の2第11項の規定に抵触することとなる者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続を行っている団体
 - カ 宇和島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項第5号に抵触する団体
 - キ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働基準関係法令を遵守していない者
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体
 - ケ その他市長が指定管理者として適当でないと認めた団体
- (4) 複数の団体でグループを構成し、申請することも可能である。グループで申請する場合は、次のとおりとする。

- ア グループの名称及び所在地を設定し、その構成する団体の中で代表となる団体を定めること。
 - イ グループの構成団体は、上記（１）～（３）の要件を全て満たすこと。
 - ウ 構成団体間で協定書等を締結し、代表となる団体へ必要事項を委任すること。
 - エ グループの構成団体は、他のグループの構成団体となることはできない。また、その団体が単独で申請することもできない。
- (５) 過去１０年間に於いて温浴施設の管理運営の実績があること。
- ※ 温浴施設とは、日帰り温泉、銭湯、スーパー銭湯、健康ランド、スパ、宿泊施設の大浴場など、一定人数が同時に利用可能な浴室を有する施設。

7 応募に関する事項

(1) 募集及び選定等のスケジュール

内容	時期
(1) 募集要項の公表	令和3年12月13日(月)～令和4年1月14日(金)
(2) 説明会の受付	令和3年12月13日(月)～令和3年12月28日(火)
現地説明会の実施	令和4年1月7日(金)
(3) 質問の受付	令和3年12月13日(月)～令和4年1月11日(火)
(4) 質問への回答(市ホームページ上)	随時回答(最終回答日 令和4年1月13日(木))
(5) 参加表明書の受付期間	令和4年1月17日(月)～令和4年1月21日(金)
(6) 申請書類の受付期間	令和4年1月17日(月)～令和4年2月7日(月)
(7) 審査選定	令和4年2月(予定)
(8) 選定結果の通知	令和4年3月(予定)
(9) 覚書の締結	令和4年3月(予定)

(2) 募集要項等の配布

募集要項、仕様書及びその他の資料の配布は、次のとおり行う。

- ア 配布期間：令和3年12月13日(月)～令和4年1月14日(金)
(開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで)
- イ 配布場所：〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市産業経済部 商工観光課(市役所7階)
TEL 0895-24-1111(内線2735)
- ウ ホームページからのダウンロード
 - ・配布期間：令和3年12月13日(月)～令和4年1月14日(金)
 - ・アドレス：<https://www.city.uwajima.ehime.jp>

(3) 現地説明会の実施

- ア 日時：令和4年1月7日（金） 14時から（1時間程度）
- イ 場所：道の駅津島やすらぎの里（愛媛県宇和島市津島町高田甲830番地1）
- ウ 申込方法：現地説明会参加申込書（様式4）に、必要事項を記入の上、令和3年12月28日（火）までに、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで、宇和島市産業経済部商工観光課に送付又は持参により申し込むこと。
- エ 留意事項：参加人数は各団体及びグループで2名までとする。

(4) 募集内容に関する質問の受付

- ア 受付期間：令和3年12月13日（月）～令和4年1月11日（火）
（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- イ 質問方法：質問事項と連絡先を記入（様式5）の上、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで、宇和島市産業経済部商工観光課に送付又は持参すること。口頭及び電話での質問には応じない。質問者は、本要項中「6 応募資格」を満たす団体に属する者とする。
- ウ 回答方法：質問に対する回答は、随時行う。ただし、最終回答日は令和4年1月13日（木）とする。なお、公平性の観点から、質問及び回答については、市のホームページで公表する予定。

(5) 公募参加表明書の受付

本件に応募する団体は、以下に基づき公募参加表明書を必ず提出すること。

グループで応募する場合には、代表となる予定の団体が提出すること。（※公募参加表明書の提出があった団体のみに、本申請の資格がある。）

- ア 受付期間：令和4年1月17日（月）～令和4年1月21日（金）
（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- イ 受付場所：宇和島市産業経済部商工観光課
- ウ 提出方法：津島やすらぎの里 指定管理者候補者の公募に係る参加表明書（様式6）を持参又は郵送（書留）で提出すること。
- エ 参加辞退：参加を辞退されるときは、辞退届（様式7）を提出すること。

(6) 申請書類の受付

- ア 受付期間：令和4年1月17日（月）～令和4年2月7日（月）
（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- イ 受付場所：宇和島市産業経済部商工観光課
- ウ 提出方法：申請書類一式を持参又は郵送（書留）で提出すること。
- エ 提出部数：申請書類は、原本1部及び副本10部を提出すること。
- オ 申請辞退：申請を辞退されるときは、辞退届（様式8）を提出すること。

申請関連書類

書類名	備考
ア. 津島やすらぎの里指定管理者候補者選定申請書	・様式1
イ. 申請書添付書類一覧表	・様式1-2
ウ. 誓約書	・様式1-3
エ. 事業計画書	・様式2
オ. 自主企画事業計画書	・様式2-2
カ. 収支計画書	・様式2-3
キ. グループ構成団体一覧表	・様式3
ク. 定款、寄附行為、規則等の写し及び登記簿の全部事項証明書又はこれらに準ずる書類	・法人以外の団体にあたっては、これらに相当する書類
ケ. 団体の経営状況を説明する書類	・前3ヵ年度分の収支決算書(貸借対照表・損益計算書) ・提出日の属する事業年度における事業計画及び収支予算書 ・その他、団体の経営状況を明らかにする書類
コ. 団体の概要を記載した書類(様式自由)	・本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営方針、沿革、組織図、業務内容等
サ. 役員名簿	・申請書の提出日現在のもの
シ. 印鑑証明書	・提出日において発行日から1月以内のもの ・法人以外の団体にあたっては、団体の代表者のもの
ス. 納税証明書	・各種納税証明書(国税及び主たる事業所の所在地の地方税) ・提出日において発行日から1月以内のもの ・法人以外の団体にあたっては、団体の代表者のもの

※上記のア～キ(様式1～3)については、所定のものを使用すること。

なお、補足資料など別紙を添付する場合は、A4サイズであれば様式を問わない。

(7) 申請にあたっての留意事項

- ア 受付期間終了後は、申請書類の修正等はできない。
- イ 提出された申請書類は返却しない。
- ウ 申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- エ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は、候補者の決定

の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容を無償で使用できるものとする。

- オ 提出された申請書類は、宇和島市情報公開条例（平成22年条例第25号）における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となる。
- カ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた責任は、全て申請者が負うものとする。
- キ 審査結果（申請団体の名称、評価点等）については、市のホームページで公開する。
- ク 申請時の費用は、申請者の負担とする。

8 候補者の選定

（1）選定方法

市は、前項の申請があったときは、下記（2）に掲げる基準により、施設の管理運営を行うのに最も適当と認める団体を候補者として選定する。

選定に当たっては、津島やすらぎの里指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、申請者のうち申請資格等の要件を満たすものを対象に審査を行う。審査の際、申請者に対してヒアリングを実施し、プレゼンテーションを行っていただく。（実施日程等は別途通知する。）

選定委員会は、宇和島市職員からなる委員及び必要に応じ学識経験を有する者等により組織される。なお、選定委員会での選定の過程は非公開とする。

（2）選定基準

審査は、次に掲げる基準により総合的に判断する。詳細は別紙「津島やすらぎの里指定管理者候補者選定要領」を参照。

ア 住民の平等な利用が確保されること。

平等性の確保（利用者の平等な利用の確保についての考え方や取り組みは適切か。）

イ 申請団体の計画する事業の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

（ア）施設の経営方針（受託への熱意、意欲が感じられ、市の方針及び施設の設置目的・業務・現状を理解し、明確な将来展望をもち、団体の経営方針は指定管理者として相応しいものか。）

（イ）施設整備への提案（施設整備について、ノウハウや経験を踏まえ魅力的で実効性のある提案を示しているか。）

（ウ）自主事業計画等（施設の効用を活用した具体的で実効性のある計画が示されているか。）

- (エ) 利用促進への取り組み（利用者への情報提供等、安定した利用者の確保ができる提案はあるか。）
 - (オ) サービスの向上（提案内容にサービス向上につながる創意工夫が認められるか。）
 - (カ) 地域貢献度及び地元精通度（地元の企業や人材の活用等により地域との連携を図り、地域で事業を円滑に実施する能力を有しているか。）
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (ア) 申請団体の財務状況（団体の経営基盤は安定し、経営状況に問題はないか。）
 - (イ) 類似事業の実績、ノウハウ（類似施設の実績があるなど必要な管理運営能力が期待できるか。）
 - (ウ) 施設及び設備の維持管理に関する業務への考え方と取り組み（施設や設備の維持管理や保守点検に必要な基準や仕様を満たす体制が示されているか。）
 - (エ) 資金計画（初期費用や運転資金の調達方法は具体的で確実なものが示されているか。）
 - (オ) 管理運営体制（業務遂行に必要な職員体制、配置人員及び現場責任者や有資格者の配置の考え方は適切か。また、職員研修及び業務指導等に関する計画や方針は示されているか。）
 - (カ) 利用者トラブルの未然防止や緊急時の対策（利用者トラブル未然防止策、事故や災害時等緊急時の連絡体制は適切であるか。）
- エ 当該公の施設の管理に要する経費を縮減できる見込みがあること。
- (ア) 管理運営経費の縮減方法等（経費縮減のための方策は適切であるか。）
 - (イ) 収支計画（収支計画の内容が適正かつ実現可能であるか。）
 - (ウ) 施設の修繕等における考え方（修繕等の官民区分の金額設定や故障予防保全等の考え方が適切であるか。）
 - (エ) 納付金の考え方（収支計画及び修繕等の官民区分の内容に見合った考え方となっているか。）

(3) 審査の日程

審査は、令和4年2月を予定している。実施日程等は別途通知する。

(4) 選定結果の通知

候補者の選定結果は、全ての申請者に文書により通知する。

(5) 再度の選定

候補者が選定されるまでに、その団体を候補者とすることが著しく不相当と認め

られる事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を選定できることとする。

9 協定等の締結

(1) 覚書の締結

市と候補者は、本施設の指定管理者となることを前提として、協議の上、覚書を締結する。

(2) 指定管理者の指定の方法

候補者の選定後、設置条例に基づく指定管理者の指定の方法及び市議会の議決が必要である。市議会の議決があったときは、その旨を候補者に通知する。

ただし、手続条例に基づく指定管理者選定委員会において指定管理者として不適合とされた場合、候補者の選定から市議会の議決までの間に、候補者を指定管理者に指定することが不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者に指定しない。その際、管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しない。

(3) 協定書

上記の指定手続後、市と指定管理者となる候補者は管理運営条件等の詳細を協議し、協定書を締結する。

協定書は、指定期間を通しての基本的な事項を定める「基本協定書」と年度ごとの業務に関する事項を定める「年度協定書」との2つの協定書を締結する。

協定書の主な内容は、次のとおりとする。

- ア 指定の期間に関する事項
- イ 業務の範囲と実施条件に関する事項
- ウ 業務の実施に関する事項
- エ 備品等の扱いに関する事項
- オ 事業計画、事業報告に関する事項
- カ 納付金及び利用料金に関する事項
- キ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ク 指定期間の満了に関する事項
- ケ 指定管理者の指定の取消し及び管理業務停止に関する事項
- コ その他市長が必要と認める事項

(4) 協定が締結できないときの措置

候補者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、選定を取り消し、協定を締結しないことがある。その際、管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しない。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

10 その他

(1) 業務の継続が困難となった場合の措置

候補者（指定の議決を経た後は、指定管理者）は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。その場合の措置は次のとおりとする。

ア 候補者（又は指定管理者）の責めに帰すべき事由による場合

候補者（又は指定管理者）の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になった場合、市は指定の取消しをすることができるものとする。その場合、市に生じた損害は候補者（又は指定管理者）が賠償するものとする。

イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他、市及び指定管理者いずれの責めにも帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について両者で協議を行うものとする。

協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市はその指定を取り消すことができるものとする。その場合、両者に生じた損害の賠償についても両者で協議を行うものとする。

(2) 事務・業務の引継ぎについて

覚書締結以降、候補者の業務の継続が困難になる等、候補者の選定が取り消された場合、別途選定される候補者に事務・業務引継ぎを行うものとする。また、指定管理者が指定期間の終了もしくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合についても同様に行うものとする。

なお、事務・業務引継ぎに係る経費は候補者（又は指定管理者）の負担とする。

(3) 地域雇用の創出・推進について

地域雇用の創出・推進の観点から、業務の再委託等において地元企業の優先的な採用に配慮すること。

11 添付資料

- (1) 津島やすらぎの里指定管理者候補者業務仕様書
- (2) 津島やすらぎの里指定管理者業務仕様書

(3) その他応募の際に参考となる資料

- ・ 位置図
 - ・ 現施設の過去5年間の利用状況（平成27年度～平成31年度）
 - ・ 現施設の過去5年間の収支状況（ ” ）
 - ・ 道の駅津島やすらぎの里再整備基本計画
- ※ 道の駅津島やすらぎの里再整備基本計画策定における詳細な資料について、
必要があればデータを貸与する。貸与を希望する場合は連絡すること。

12 申請様式

- ・ 様式1 津島やすらぎの里指定管理者候補者選定申請書
- ・ 様式1-2 申請書添付書類一覧表
- ・ 様式1-3 誓約書
- ・ 様式2 津島やすらぎの里の管理運営業務に係る事業計画書
- ・ 様式2-2 津島やすらぎの里 自主企画事業計画書
- ・ 様式2-3 津島やすらぎの里の管理運営業務に係る収支計画書
- ・ 様式3 グループ構成団体一覧表
- ・ 様式4 現地説明会参加申込書
- ・ 様式5 質問書
- ・ 様式6 津島やすらぎの里指定管理者候補者の公募に係る参加表明書
- ・ 様式7 辞退届（参加表明）
- ・ 様式8 辞退届（選定申請）

13 問い合わせ先

宇和島市 産業経済部 商工観光課

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

TEL 0895-24-1111（内線 2735）

FAX 0895-25-4907

メールアドレス michinoeki@city.uwajima.lg.jp